

令和6年7月2日  
学校健康推進課

令和6年度小学校入学前幼児に対する  
眼科検診（弱視等発見のためのスクリーニング検査）の導入について

1 主旨

視力の発達については6歳ごろにはおおむね完成するとされており、遅くともこの時期までに弱視等につながる要因を発見し、適切な治療へつなげることが将来にわたる目の健康のために重要とされている。

区では、3歳児健診時の視覚検査において、SVS（スポットビジョンスクリーナー。以下「SVS」とする）を用いた屈折検査（スクリーニング検査）を導入している。しかし、3歳児健診によるSVS検査等が実施されていない自治体もあることから、はじめての学校生活を迎える小学校入学前に、弱視等を早期発見し必要な治療を行い、適切な就学につなげるため、4歳以降に世田谷区に転入してきた幼児を対象に、スクリーニング検査を導入する。

2 検査について

(1) 検査内容

医療機関にて眼科医による弱視等を発見するための検査（矯正視力検査等）

(2) 費用

1,014千円

内訳	事業委託料（検査費用等含む）	863千円
	印刷費	83千円
	郵便料	68千円

3 実施内容

(1) 対象者

4歳以降に世田谷区に転入してきた、令和7年4月に小学校入学となる幼児（令和6年度に6歳になる幼児）

(2) 案内方法

対象者の保護者に対し個別に受診案内を郵送し、各自で指定眼科医療機関を受診してもらう。

(3) 受診先医療機関

区内指定眼科医療機関

(4) 医療機関受診期間

令和6年10月1日（火）～令和7年3月31日（月）まで ※調整中

(5) 検査案内者数

約630名（令和5年9月1日時点）

4 今後のスケジュール

令和6年	7月	医師会等と調整
令和6年	9月	対象保護者あて関係書類の送付
令和6年	10月	指定眼科医療機関において検査開始